

垂水区掲示板設置補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、地域住民相互のコミュニケーションの増進に寄与するとともに、市・区行政の広報活動に役立てるため、区内の住民で組織する団体（以下「自治組織」という。）が行う、掲示板の設置（以下、補修・取替えを含む）に要する経費について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 この要領に基づき、掲示板の設置補助金を受けることができる自治組織とは、自治会・町内会等その地域を代表すると認められる団体とする。ただし、政治的活動・宗教的活動・営利活動等を主たる活動目的として結成されている住民団体等を除く。

(補助対象経費及び限度額)

第3条 補助金の額は、当該年度に設置する広報掲示板1枚につきその設置、修繕に要する経費の3分の2（1円未満切り捨て）に相当する額とし、区長が予算の範囲内で定める。ただし、掲示板1枚につき上限を60,000円とする。

(補助基準)

第4条 自治組織に対する掲示板の補助限度枚数は、1自治組織あたり1枚とし、加入世帯が50世帯増すごとに補助限度枚数に1枚を加えるものとする（世帯数を50で割り、端数が出た場合は切り上げ）。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請年度を除く過去5年度以内に補助を受けた合計枚数を補助限度枚数から減ずるものとする。
- 3 前各項の規定によるもののほか、1自治組織あたりの補助枚数については1年度につき5枚を限度とする。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治組織の代表者は、設置等の着手前に掲示板設置補助金交付申請書（様式第1号）に必要な事項を記入し、区長に申請しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする自治組織の代表者は、設置を予定する場所の土地所有者または管理者の許可を得て、申請時に道路占用許可書、公園施設設置許可書または掲示板設置承諾書（様式第2号）の写しを提出しなければならない。ただし、掲示板の補修・取替えの場合はこの限りではない。
- 3 補助金の交付を受けようとする自治組織の代表者は、申請を行った年度内に補助を受けようとする掲示板の設置を完了し、第8条の報告を行わなければならない。

(補助金の決定)

第6条 区長は第5条の申請があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の定める範囲内においてすみやかに補助金交付を決定し、掲示板設置補助金交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を当該自治組織の代表者に通知するものとする。

2 区長は前項の決定に際し、補助金交付の目的を達成するために、必要と認められるときは条件を付することができる。

(交付決定内容の変更等)

第7条 補助金交付の決定を受けた自治組織の代表者は、交付決定の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合は、掲示板設置補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、当該掲示板の設置を中止する場合は、掲示板設置中止承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を掲示板設置補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は掲示板設置中止承認通知書(様式第7号)により、当該自治組織の代表者に通知するものとする。

(設置報告)

第8条 補助金交付の決定を受けた自治組織の代表者は、当該掲示板の設置完了後、必要な事項を記入した掲示板設置報告書(様式第8号)を、すみやかに区長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の掲示板設置報告書に基づき、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金を交付するものとする。

(掲示板の管理義務)

第10条 補助を受けた自治組織は、当該掲示板が地域住民のコミュニケーションの増進に十分生かされるよう留意するとともに、特定の政治活動・宗教活動・営利活動等に利用されないことがないよう、当該自治組織の責任において管理しなければならない。

(再補助)

第11条 この要領により、掲示板設置補助金の交付を受け、第4条に定める補助限度枚数に到達した自治組織は、原則として、掲示板設置補助金交付の申請を再び行うことはできない。ただし、次の各号に該当する場合は、第4条に定める範囲内において必要と認められる枚数につき、再度補助することができるものとする。

(1) 老朽化や著しい破損等により通常の使用に耐えないと認められるとき。ただし、該当掲示板が申請年度を除く過去5年度以内に当該補助金の交付を受けている場合は補助しない。

(2) 自然災害等、不慮の事故等で滅失・破損したとき。

(補助の取消及び返還)

第 12 条 区長は、補助金の交付決定を受けた自治組織が、次の各号の一に該当すると認められたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金を交付しているときは、その全額又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の方法により補助金の交付の決定を受け又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 掲示板を特定の政治活動・宗教活動・営利活動等に利用させるなどの事実があるとき。

(特例措置)

第 13 条 区長は、地域による特別に事情があると認めるときは、第 4 条の規定にかかわらず、特例措置を講ずることができるものとする。

(施行細目)

第 14 条 この要領の実施に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要領は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、昭和 63 年 7 月 4 日から実施する。

この要領は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 24 年 12 月 1 日から実施する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。